令和８年（フ）第６５号
栃木県足利市松田町2291番地１
破産者　吉田クリーニング店こと　吉田　久雄
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第６６号
栃木県佐野市奈良渕町320番地４　みやざきアパート
破産者　鶴岡　政彦
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第６９号
栃木県足利市猿田町11番地26、前住所栃木県佐野市若宮下町９番地17　ディアマンテＫＢ202
破産者　キッチン麺とカレ、麺屋せんくうこと　五味　薫
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和７年（フ）第８６１号
埼玉県三郷市戸ケ崎１丁目184番地２
破産者　重野　松男
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６８号
埼玉県越谷市千間台西６丁目19番地32
破産者　吉田　政一
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１２３号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根918番地８　メゾンダージューボ207
破産者　米澤　　孝
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１７４号
埼玉県八潮市大字大原662番地　パークウエスト101
破産者　神永侑一郎
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１８７号
埼玉県越谷市北越谷２丁目27番22号　リビングタウン北越谷Ｂ302
破産者　吉田　光作
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１８９号
埼玉県草加市稲荷４丁目26番27号　コーポ新橋202号、旧住所埼玉県草加市松江６丁目８番２号
破産者　柴野　由一
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２２６号
埼玉県越谷市七左町７丁目25番地14
破産者　藤原　昭憲
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２４１号
埼玉県越谷市新越谷１丁目９番地10
破産者　石川　正幸
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７０号
長野市大字北尾張部１番地33
破産者　髙橋　　倫
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第７４号
静岡県掛川市杉谷南２丁目６番地３　ベリエシティⅠ　101号室、開始決定時の住所静岡県掛川市緑ケ丘２丁目18番地の14
破産者　桑原志保子
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和７年（フ）第３１１号
愛知県岩倉市東新町仲浦１番地１　岩倉団地14棟109号
破産者　坂口めぐみこと　ＳＡＫＡＧＵＣＨＩ　ＩＶＡＮＩＲ　ＭＥＧＵＭＩ
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第８４号
愛知県一宮市萩原町中島字道場東切2149番地
破産者　島　　英倫
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１１５号
愛知県岩倉市大地新町一丁目80番地　ホワイトキャッスル岩倉Ⅱ103号
破産者　村林　賢治
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第３８５９号
大阪府茨木市沢良宜西１丁目３番３号　マンション南茨木　707号、前住所大阪府茨木市元町６番28号　レーヴ茨木元町　102号
破産者　渡　慎之介
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８８号
大阪府東大阪市友井４丁目５番５号　クルックスⅡ棟　102号室
破産者　片山　知瞭
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部